

(別紙)

答申番号：答申第2号（諮問第1号）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

沖縄市長（以下「実施機関」という。）が、下記第2の2に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求に対し、対象公文書が不存在であることを理由に、非公開とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求の経緯

#### 1 公文書公開請求

平成31年2月7日、審査請求人は、沖縄市情報公開条例（平成13年沖縄市条例第18号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関に対し公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 請求内容（原文のまま）

池原地区学習等供用施設建設設計業務委託の①前払金の支出命令書。ただし、債権者番号区分XXXXに振り込みされた前払金202万円。原本及び副本。  
②完了払いの支出命令書。ただし債権者番号区分XXXXに振り込みされた完了払4,713,965円。原本及び副本。

#### 3 特定した対象公文書

実施機関は、本件請求に係る対象公文書は、不存在とした。

#### 4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成31年2月21日付、沖市会第221002

号による公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

## 5 審査請求

令和元年5月21日、審査請求人は、本件処分を不服として、条例第11条第1項の規定により審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

非公開決定処分を取消し、請求にかかる文書の公開を求める。

### 2 審査請求の理由（原文のまま）

- (1) (有)■■設計（以下■■設計）の学習等供用施設の業務委託契約が平成20年7月30日。その支出負担行為書の債権者番号はXXXX。その6日後の8月5日の■■保証株式会社の保証証書（前払金保証）の保証契約番号■■■■、保証金額¥2,020,000には、前払金専用口座が黒塗で明記されています。
- (2) ■■保証株式会社に、電話で確認すると実質4日間で保証証書が発行された理由が「■■設計は実績があり、すでに前払金専用口座があったため」と答えていました。つまり、■■設計は過去になんとか債権者番号XXXXで、■■保証株式会社の前払金制度を利用していました。
- (3) (有)●●設計（以下●●設計）が、平成11年9月10日付の債権者口座登録依頼書の1.新規のとき、教育委員会施設課で言われたことは、債権者番号aaaaは一事業者にひとつで不変。だから、発注が他の担当課でもこの番号は会計課に登録されているから、不変だということでした。担当課は変わっても、10年間、債権者番号はaaaaで不変です。■■保証株式会社の前払金専用口座も債権者番号aaaaに口座追加。ゆえに、■■設計の債権者番号XXXXの前払金専用口座に、前払金202万円が振込されたことは動かしがたい事実です。同じく完了払いの471万3千965円も債権者番号XXXX

に振り込みされたことも動かしがたい事実です。

- (4) 会計管理者の■■氏にも確認しましたが、債権者番号は一事業者にひとつで不変だということでした。ですから、債権者番号がふたつあるということは、あり得ないということです。

#### 第4 実施機関の主張要旨

##### 1 本件処分の理由について

本件請求に係る対象公文書が存在しないため、文書不存在とし、非公開決定を行ったものである。

##### 2 弁明書の要旨

###### (1) 本件請求の内容について

本件請求は、前提条件として、「池原地区学習等供用施設建設設計業務委託(以下「本件業務委託」という。)に係る「①前払金の支出命令書」及び「②完了払いの支出命令書」の原本及び副本の公開を求める内容と解されるが、審査請求人は更に「ただし、債権者番号区分 XXXX に振り込みされた」ものとして、具体的な条件を明示し、①及び②を請求しているものと解される。

- (2) 本件業務委託に係る「支出負担行為書」については、沖縄市会計規則第48条に基づき、「支出負担行為書」が作成されており、次のとおりである。

伝票番号 050ZZZZZZ-00-00

起票日 平成20年7月30日

負担行為額 6,733,965円

債権者 有限会社■■設計 代表取締役 ■■■■

債権者番号 区分 XXXX

- (3) 当該支出負担行為書の債権者は、平成20年8月22日付債権者口座登録依頼書によって、次のとおり債権者番号が登録されている。

債権者番号 区分 YYYY

- (4) 当該支出負担行為書に対しては、平成 20 年 8 月 25 日付で、次のとおり「支出命令書」が作成され、「前払金」が支出されている。

伝票番号 090ZZZZZZ-00-00

起票日 平成 20 年 8 月 25 日

支出命令額 2,020,000 円(前払金)

債権者 有限会社■■■設計 代表取締役 ■■■■■■

債権者番号 区分 YYYY

- (5) また、当該支出負担行為書に対しては、平成 21 年 3 月 30 日付で、次のとおり「支出命令書」が作成され、「完了払金」が支出されている。

伝票番号 090ZZZZZZ-01-00

起票日 平成 21 年 3 月 30 日

支出命令額 4,713,965 円(完了払)

債権者 有限会社■■■設計 代表取締役 ■■■■■■

債権者番号 区分 YYYY

- (6) 以上のとおり、本件業務委託に係る「①前払金の支出命令書」及び「②完了払いの支出命令書」については、いずれも「債権者番号区分 YYYY」として支出しているものであり、審査請求人が本件請求に係る具体的な条件として明示した「債権者番号区分 XXXX」として支出された支出命令書は存在しないことから、「公文書不存在」として公文書非公開決定を行ったものである。

## 第 5 調査審議の経過

- 1 令和元年 9 月 4 日 審査庁から諮問書を収受
- 2 令和 2 年 10 月 23 日 調査審議（概要説明、事件整理）
- 3 令和 2 年 11 月 24 日 調査審議（審査庁及び処分庁による口頭説明）

- 4 令和3年1月18日 調査審議（審査庁及び処分庁による口頭説明）
- 5 令和3年5月25日 調査審議（答申案の検討）

## 第6 審査会の判断

### 1 はじめに

本件請求は、本件請求文書の公開を求めるものであり、実施機関は、本件請求に係る対象公文書は不存在であるとして非公開決定とする本件処分を行った。

審査請求人は、本件請求文書が存在するはずだとして、本件処分の取り消しと本件請求文書の公開を求めている。

これに対し、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、検討する。

### 2 支出命令と支出負担行為について

- (1) 支出命令とは、地方公共団体の長が会計管理者に支出を命ずることをいうが、地方自治法においては、次のように定めている。

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

第232条の4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

- 2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

- (2) 実施機関は、本件業務委託に係る予算執行において、本件業務委託契約を支出負担の原因とする支出負担行為を行っており、沖縄市会計規則第48

条に規定する支出負担行為書（以下「本件支出負担行為書」という。）の作成を行っており、作成された本件支出負担行為書には、以下のとおり記載されている。

ア 支出負担行為の伝票番号：050ZZZZZZ-00-00

イ 支出負担行為の起票日：平成 20 年 7 月 30 日

ウ 支出負担行為の決裁日：平成 20 年 7 月 30 日

エ 負担行為額：6,733,965 円

オ 摘要：設計業務委託料 池原地区学習等供用施設建設設計業務委託

カ 債権者：区分 XXXX

有限会社 ■■設計 代表取締役 ■■■■

ほか住所、電話番号が記載。

(3) そして、本件においては、本件支出負担行為書に照応する支出命令書で、債権者番号が区分 XXXX となっている前払金と完了払の支出命令書の開示が請求されている。

### 3 本件支出負担行為書に照応する支出命令書について

(1) 実施機関は、本件支出負担行為書に照応する支出命令書は、伝票番号 090ZZZZZZ-00-00 の前払金の支出命令書（以下「前払金支出命令書」という。）及び伝票番号 090ZZZZZZ-01-00 の完了払の支出命令書（以下「完了払支出命令書」という。）であるとしており、これ以外に本件支出負担行為書に照応する支出命令書は存在しないと主張している。

更に、当該前払金支出命令書及び完了払支出命令書は、いずれも債権者番号が、区分 YYYY となっており、これらは審査請求人が公開を求めている債権者番号と異なるものであるから、ゆえに審査請求人が公開を求める請求文書は不存在であると主張している。

そこで、実施機関の主張について以下、検討を行う。

(2) 前払金支出命令書について

当該前払金支出命令書には、以下のとおり記載されている。

ア 当該前払金支出命令の伝票番号：090ZZZZZZ-00-00

イ 当該前払金支出命令の起票日：平成 20 年 8 月 25 日

ウ 当該前払金支出命令の決裁日：平成 20 年 8 月 25 日(手書きの記載)

エ 支出負担行為の伝票番号：050ZZZZZZ-00-00

オ 支出負担行為の起票日：平成 20 年 7 月 30 日

カ 支出負担行為の決裁日：平成 20 年 7 月 30 日

キ 負担行為額：6,733,965 円

ク 摘要：設計業務委託料 池原地区学習等供用施設建設設計業務委託  
(前払金)

ケ 支出命令額：2,020,000 円

コ 債権者：区分 YYYY

有限会社 ■■設計 代表取締役 ■■■■

ほか住所、電話番号、口座番号(「B 口座」)が記載。

このうち、エからクの記載内容と、コの債権者の法人名、代表者名、住所、電話番号については、本件支出負担行為書に記載の内容と一致しており、クの摘要の欄において本件業務委託の前払金であることが記載されている。

また、支出先となる口座番号についても、本件業務委託の受託者(以下「本件債権者」という。)が提出した前払金に係る請求書に記載の口座番号及び前払金保証証書に記載の口座番号と一致している。

債権者番号については、本件支出負担行為書に記載の債権者番号と異なっているが、これについて実施機関は、次のように説明している。

- ① 本件支出負担行為書を作成した平成 20 年 7 月 30 日時点で、本件業務委託における本件債権者は、会計課に既に債権者口座登録を行っていた実績があり、債権者として債権者番号区分 XXXX の番号が割り当て

られ登録されていたことから、本件支出負担行為の相手方として、当該債権者番号が本件支出負担行為書に記載されたものである。

- ② なお、この時点において、債権者番号区分 XXXX には、金融機関口座として、A口座が登録されていたが、支出負担行為において特定しなければならないのは、口座番号ではなく、支出負担行為の相手方の特定であり、本件支出負担行為書に記載されている相手方が真正な相手方であるかどうかの審査は、本件支出負担行為書に添付される契約書によって確認されている。
- ③ その後、本件債権者から本件業務委託契約に基づき、平成 20 年 8 月 5 日付の前払金保証に関する保証証書が提出され、前払金専用口座として、B口座が明記されていた。このことから、会計課に対し、新たにB口座を追加登録する必要が生じ、平成 20 年 8 月 22 日付で本件債権者より債権者口座登録依頼書の提出を受け、B口座の登録が同 25 日付で行われた。
- ④ その際に、本来であれば、本件債権者に対し既に割り振っている債権者番号区分 XXXX にB口座を追加し紐付ける必要があるところ、誤って新規に債権者番号区分 YYYYY が割り振られ、これにB口座を紐付ける登録処理がなされた。
- ⑤ 同 25 日、本件債権者より前払金の請求に係る請求書が提出され、支払先として前払金専用口座であるB口座が指定されていたことから、これにより同日付で当該前払金支出命令書を起票した際に、当該前払金専用口座であるB口座を登録している債権者番号区分 YYYYY が記載されたものである。
- ⑥ 同 26 日、当該前払金支出命令書を会計課にて審査した際、提出された本件支出負担行為書と当該前払金支出命令書の債権者番号が相違していること及び債権者番号がふたつ登録されていることに気づき、統



合処理を行おうとするも、システム上、債権者番号区分 XXXX は、旧住所のままとなっていたため、このままでは統合処理が行えず、会計課より市民生活課へ、本件債権者より当該債権者番号区分 XXXX に係る債権者口座登録依頼書（変更）を提出させ、登録されている住所の変更を行うよう指示を行い、その旨、市民生活課より本件債権者へ指示を行った。

- ⑦ 同 29 日、本件債権者より当該債権者番号区分 XXXX に係る債権者口座登録依頼書（変更）が、建設部建築・公園課へ提出され、建築・公園課より会計課へ提出された。なお、当該債権者口座登録依頼書（変更）が市民生活課ではなく、建築・公園課へ提出された理由は、本件債権者にとって、本件業務委託に係る設計業務の直接の相手方が建築・公園課であったため、建築・公園課に提出されたものである。
- ⑧ 同日、会計課において、本件債権者より提出された当該債権者口座登録依頼書（変更）に基づき、債権者番号区分 XXXX の住所を新住所に変更し、当該債権者番号区分 XXXX を使用不可能にした上で、これに紐づいていた A 口座は、債権者番号区分 YYY Y に紐付ける統合処理を行った。
- ⑨ これら一連の処理について、債権者番号をふたつ割り振ったことは、債権者登録業務上のミスではあるが、債権者番号は、あくまで市における会計処理の運用上、一法人又は一個人に対し、便宜的に管理番号を割り振っているものであり、会計処理に関する法令上、債権者登録業務に関する規定等は存在せず、あくまで運用上の取扱いである。その上で、会計処理上、もっとも重要なのは、市の債務が確定していることを確認すべく、支出の根拠、支出する相手方、金額、口座番号を確認することであり、これらは提出された支出負担行為書や支出命令書及び契約書等の添付書類で確認を行うこととされており、実際に本

件業務委託についても契約書や請求書等により確認し、審査を行っている。

したがって、債権者番号については、あくまで債権者登録業務の運用上、便宜的に管理番号を割り振っているに過ぎず、本件のように一法人に対し、ふたつの債権者番号を割り振ってしまったとしても、これにより直ちに会計処理上、当該支出を違法ならしめるものではなく、本件会計処理については、適法になされている。

- ⑩ なお、債権者登録業務の運用上、債権者番号に紐づける金融機関口座は、複数の口座を紐づけることが可能であるが、当時のシステムにおいては、このうちどの口座が前払金専用口座であるかの区分登録は行っておらず、前払金専用口座の確認は、前払金保証に関する保証証書及び当該前払金の請求書との照合によって確認を行っている。

以上の実施機関の説明に関し、確かに債権者番号がふたつ割り振られてしまったことは、業務上の瑕疵であると認められるが、当該前払金支出命令書の審査の段階で、本件支出負担行為書に記載されている債権者番号区分 XXXX の債権者と、当該前払金支出命令書に記載されている債権者番号区分 YYYY の債権者は同一の債権者であることが確認され、債権者番号区分 YYYY に統合されていることから、当該前払金支出命令書は、本件支出負担行為書に照応する支出命令書であると認められる。

(3) 完了払支出命令書について

当該完了払支出命令書には、以下のとおり記載されている。

ア 当該完了払支出命令の伝票番号：090ZZZZZZ-01-00

イ 当該完了払支出命令の起票日：平成 21 年 3 月 30 日

ウ 当該完了払出命令の決裁日：平成 21 年 3 月 30 日（手書きの記載）

エ 前払金支出命令の伝票番号：090ZZZZZZ-00-00

オ 前払金支出命令の起票日：平成 20 年 8 月 25 日

カ 前払金支出命令の決裁日：平成 20 年 8 月 29 日

キ 支出負担行為の伝票番号：050ZZZZZZ-00-00

ク 支出負担行為の起票日：平成 20 年 7 月 30 日

ケ 支出負担行為の決裁日：平成 20 年 7 月 30 日

コ 負担行為額：6,733,965 円

サ 摘要：設計業務委託料 池原地区学習等供用施設建設設計業務委託  
(完了払)

シ 支出命令額：4,713,965 円

ス 債権者：区分 YYYY

有限会社 ■■設計 代表取締役 ■■■■

ほか住所、電話番号、口座番号（「A 口座」）が記載。

このうち、エからサの記載内容と、スの債権者の法人名、代表者名、住所、電話番号については、本件支出負担行為書に記載の内容及び前述の前払金支出命令書と一致しており、サの適用の欄において本件業務委託の完了払であることが記載されている。

また、カの前払金支出命令の決裁日については、前述の前払金支出命令書に記載の手書きの決裁日（上記第 6 の 3-(2)-ウ）とは異なっているが、実施機関の説明によると、本件業務委託の主管課である市民生活課が手書きで記載したものと会計課におけるシステム上の処理年月日の違いによるものであり、完了払の伝票には、システム処理上の処理年月日が決裁日として機械的に記載されるところである。

更に、支出先となる口座番号についても、本件債権者が提出した完了払に係る請求書に記載の口座番号と一致していることが確認できる。

債権者番号については、実施機関による上記第 6 の 3-(2)-⑧の説明にあるとおり、A 口座を債権者番号区分 YYYY に紐付けしていることから、当該完了払支出命令書を起票した平成 21 年 3 月 30 日時点における本件債権者

の債権者番号であると認められる。

これらを踏まえると、当該完了払支出命令書についても、特段、不合理な点は認められず、本件支出負担行為書に照応する支出命令書であると認められる。

#### 4 本件業務委託に係る支出の適法性と監査結果について

- (1) 本件審査請求において、審査請求人は、本件委託業務における支出の違法性を主張しており、すなわち、実施機関が特定した支出命令書以外の支出命令書が存在するはずだと主張している。

当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、審査請求人が行った公文書公開請求に対し実施機関が行った決定の妥当性を審査することを本務とするところであり、本件業務委託の支出の適法性については審査の対象外であり、判断する立場にはない。

しかしながら、審査請求人が公開を求める本件請求文書の存否を明らかにするためには、本件業務委託に係る支出の適法性について審査を行う必要があると認められたことから、当審査会は、実施機関に対し、本件業務委託に係る支出について、沖縄市監査委員の監査を受け、その結果を当審査会に報告するよう条例第12条の2第4項の規定に基づき要求を行ったところ、次のとおり結果報告があった。

- (2) 沖縄市監査委員による監査結果報告書「6. 監査の結果」によると、「本件業務委託の支出に関して監査を行った結果、支出負担行為、支出命令については、法令、規則等に基づき適正に行われていると認められた。」との結果である。

また、その理由として、同「(5) 本件の支出命令について」において、「同委託契約の支出負担行為額から1回目支出の前払金と2回目支出の完了払の金額を差し引くと支出負担行為残額は0円となり、2回目の支出をもって支払いが完了となっていた。また、支出負担行為書と1回目及び2

回目の支出命令書は、財務会計システムの仕様に基づき、それぞれの伝票が、紐づけられた伝票番号となっていた。これらの支出命令の手続きについては法令、規則等に基づき、適正に処理されていることを確認した。」とある。

- (3) 以上のとおり、実施機関が特定を行った当該前払金支出命令書及び完了払支出命令書は、いずれも本件支出負担行為書に照応する真正な支出命令書であると認められ、会計処理上の違法性も認められない。

当該前払金支出命令書及び完了払支出命令書が、適法に会計処理がなされ、本件支出負担行為残額が0円となっていることを踏まえると、これ以外に本件支出負担行為書に照応する支出命令書は存在しないと認められる上、これ以外の支出命令書の存在を裏付ける事情等は見当たらない。

すなわち、本件支出負担行為書に照応する前払金支出命令書及び完了払支出命令書に記載されている債権者番号は、区分 YYYY であり、審査請求人が公開を求める本件請求文書とは異なることから、実施機関が本件請求に係る対象公文書は存在しないとして非公開決定を行ったことに、何ら違法又は不当な点は見当たらない。

## 5 結論

以上のことから、実施機関において、本件請求の対象として特定すべき公文書を保有しているとは認められないことから、本件請求文書の公開請求に対し、対象公文書が存在しないことを理由に、非公開としたことは妥当である。

したがって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和3年5月28日

沖縄市情報公開・個人情報保護審査会 第二部会

部会長 島 田 考 人

委員 小 林 祐 紀

委員 當 眞 正 姫